

厚生労働省発雇児0701第1号

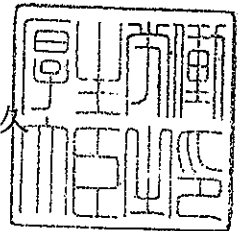
労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱」について貴会の意見を求める。

平成26年7月1日

厚生労働大臣 田 村 憲 久



(別紙)

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱  
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十七号）の  
施行期日を平成二十七年四月一日とすること。